NAIGAI

第123回　定時株主総会
招集ご通知

日時　2020年　4月23日(木)
午前10時(受付開始　午前９時)

場所　東京都港区赤坂七丁目８番５号
当社地階ショールーム

書面による議決権行使期限は
2020年４月22日(水)午後６時到着分まで

素足以上に
足どり軽く

決議事項

第１号議案
資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第２号議案
取締役(監査等委員である取締役を除く。)３名選任の件
第３号議案
監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案
補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

目次

２　第123回定時株主総会招集ご通知
３　株主総会参考書類
(添付書類)
１５　事業報告
３３　連結計算書類
３７　計算書類
４１　監査報告
４５　ご参考
末尾　株主総会会場ご案内図

株式会社ナイガイ
証券コード　8013

株主の皆様へ



代表取締役社長　**今泉　賢治**

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

第123期連結会計年度（2019年２月１日から2020年１月31日まで、以下、当期）の事業の概況をご報告するにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期における我が国経済は、異常気象、米中貿易摩擦や香港のデモの長期化による景気減速への影響、消費税増税、大型商業施設の相次ぐ閉鎖等、様々な要因が複合的に重なり、当社を取り巻く事業環境も極めて厳しい状況が続いております。

第４次中期経営計画の初年度にあたる当期の業況は、ホームウェア事業の健闘、ハッピーソックス導入によるリテール事業の拡大、百貨店内における自主運営型ショップ展開の開始など、成果の見込める施策もありましたが、全般的にはこうした外部環境変化に伴う、個人消費の落ち込みに加えて、既存流通販路の相次ぐ閉店や売場縮小により、卸売り事業の規模縮小傾向に歯止めがかからない状況が続きました。

このような当期の業績及び今後の経営環境などを総合的に勘案し、配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたくお願い申し上げます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、当社グループは、持続可能な成長戦略実現のために、従来のルート卸売りビジネス偏重からの脱却を図り、消費者と直接つながり、信頼され、選ばれ、支持される企業としての小売り事業を育成し、卸売りと小売りそれぞれの事業を両輪とする盤石なポートフォリオを再構築することを最優先の経営課題と位置付け、第４次中期経営計画の基本戦略を着実に実行してまいります。

また、昨年８月に発覚いたしました、当社連結子会社であるセンティーレワン株式会社及び海外子会社における過年度にわたる不適切な会計処理に関する問題につきましても、株主の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、重ねて深くお詫び申し上げます。今後は、速やかに再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいります。

引き続き、株主の皆様におかれましては、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年４月

株主各位

証券コード　8013
2020年４月３日

東京都港区赤坂七丁目８番５号
株式会社ナイガイ
代表取締役社長　**今泉　賢治**

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年４月22日(水)午後６時まで**に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	**2020年４月23日(木)午前10時**	
2 場　　所	東京都港区赤坂七丁目８番５号　当社地階ショールーム	
3 目的事項	**報告事項**	１．第123期(2019年２月１日から2020年１月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第123期(2019年２月１日から2020年１月31日まで)計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)３名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

- 次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.naigai.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  ①　連結計算書類の注記
  ②　計算書類の注記
  従って、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.naigai.co.jp/)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、早期復配に向けた環境整備を行うこと及び今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であるため、当社の純資産額にも変更はなく、１株当たり純資産額に変動を生じるものではございません。

１．資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第１項の規定に基づき、2020年１月31日現在の資本金の額7,691,774,485円のうち5,691,774,485円を減少し、資本金の額を2,000,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2020年６月１日

２．資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第１項の規定に基づき、2020年１月31日現在の資本準備金の額1,997,358,997円のうち1,450,863,653円を減少し、資本準備金の額を546,495,344円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年６月１日

3．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額及び資本準備金の額の減少により増加するその他資本剰余金のうち、7,142,638,138円を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。これにより、繰越利益剰余金は０円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　7,142,638,138円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　7,142,638,138円

株主総会参考書類

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会においては異論のない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**

今泉　賢治（いまいずみ　けんじ）（1964年10月28日生）

再任



略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月	当社入社
2004年 2月	当社靴下事業部商品第一部長
2008年 2月	当社執行役員
2009年 4月	当社取締役
2012年 5月	株式会社ナイガイ・イム代表取締役社長
2015年10月	当社代表取締役社長
2019年 2月	当社代表取締役社長　社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

10,000株

取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、商品企画をはじめ当社の事業に精通しており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績から、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

谷（たに） 知久（のりひさ）（1960年９月13日生） 再任



略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	当社入社
2003年 4月	当社靴下事業部販売第二部長
2008年 2月	当社レッグウェア事業部販売統括部長
2008年 4月	当社取締役
2019年 2月	当社取締役　常務執行役員（現任）
2019年 9月	センティーレワン株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

センティーレワン株式会社代表取締役社長

所有する当社の株式数

7,800株

取締役候補者とした理由

当社取締役として営業部門を統括してきた実績と、営業部門における豊富な業務経験と人脈を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

市原（いちはら） 聡（さとる）（1959年６月５日生） 再任



略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	当社入社
2002年 2月	当社SPA事業部長
2005年 2月	ナイガイアパレル株式会社執行役員
2006年 2月	当社経営企画室統括部長
2008年 2月	当社執行役員事業革新推進室長
2008年 4月	当社取締役
2019年 2月	当社取締役　常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

5,500株

取締役候補者とした理由

当社取締役として総務、経理を担当する管理部門を統括してきた実績と、経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　２．現任取締役の当社における担当は、25頁に記載のとおりであります。

株主総会参考書類

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**

磯田　裕（いそだ　ゆたか）（1956年３月28日生）　再任



略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月	当社入社
2003年 2月	当社ポロ・ラルフローレン事業部ポロ・ラルフローレン部長兼MDC室長
2006年 4月	株式会社ドーム アンダーアーマー事業部部長
2014年 7月	当社内部監査室部長
2015年 4月	当社常勤監査役
2016年 4月	当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

4,000株

監査等委員である取締役候補者とした理由

他の事業会社での経験、見識に加え、当社の事業にも精通し、当社の内部監査及び常勤監査役としての豊富な知見を有していることから、当社の監査等委員である取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

柳村　幸一（やなぎむら　こういち）（1947年2月14日生）

社外　再任



略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	株式会社三井銀行入行
1991年 4月	株式会社太陽神戸三井銀行管理本部人事第二部副部長
1997年 6月	株式会社さくら銀行取締役兼東京営業部東京営業第六部長
2001年 4月	株式会社三井住友銀行常務執行役員兼人事部長
2002年 6月	室町殖産株式会社代表取締役社長
2007年 4月	当社社外監査役
2008年10月	室町建物株式会社代表取締役社長
2009年 6月	極東証券株式会社社外監査役
2016年 4月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

－

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

他の事業会社での社長等としての豊富な企業経営の経験と幅広く高度な見識に基づく視点から、当社社外取締役として取締役会等において積極的な意見・提言等をいただいております。当該経験等を当社の経営の監督及び監査に更に活かしていただくため、当社の監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号 3

柏木　秀一（かしわぎ　しゅういち）（1953年10月11日生）

社外　再任



略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
1999年10月	一般社団法人日本商事仲裁協会理事（現任）
2007年 5月	全国弁護士協同組合連合会副理事長
2009年 1月	柏木総合法律事務所代表パートナー
2010年 6月	当社社外監査役
2016年 4月	第二東京弁護士会監事
2016年 4月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年 1月	日本航空電子工業株式会社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

一般社団法人日本商事仲裁協会理事
柏木総合法律事務所シニアパートナー
日本航空電子工業株式会社社外監査役

所有する当社の株式数

－

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

これまで社外取締役又は社外監査役以外の役職で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての高度かつ専門的な知識と経験等に基づく視点から、当社社外取締役として取締役会等において積極的な意見・提言等をいただいております。当該知識等を当社の経営の監督及び監査に更に活かしていただくため、当社の監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、柳村幸一氏及び柏木秀一氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、柳村幸一氏及び柏木秀一氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
3．柳村幸一氏及び柏木秀一氏は、社外取締役候補者であります。
4．柳村幸一氏及び柏木秀一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。
5．当社は、柳村幸一氏及び柏木秀一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6．事業報告に記載のとおり、当連結会計年度において、当社連結子会社であるセンティーレワン株式会社及び海外子会社における不適切な会計処理の問題が発覚しました。監査等委員である社外取締役柳村幸一及び柏木秀一の両氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令順守の視点に立った提言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、独立役員として特別調査委員会の委員として調査にあたるとともに、業務全般における規律の徹底や企業倫理の更なる強化を求めるなど、その職務を適切に果たしております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

2018年４月26日開催の第121回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された野口光夫氏及び中谷彰氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**　**野口　光夫**（のぐち　みつお）（1950年５月31日生）　**社外**　**再任**

略歴、当社における地位及び担当

1974年 4月	大阪国税局入局
1978年 7月	大蔵省（現財務省）主税局
2005年 8月	税理士登録
	駿河台法律会計事務所パートナー
2008年 6月	株式会社フェローテック社外監査役
2008年 7月	駿河台法律会計事務所代表
2017年 2月	東京シティ合同事務所代表（現任）

重要な兼職の状況

東京シティ合同事務所代表

所有する当社の株式数

－

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

これまで社外監査役以外の役職で会社の経営に関与された経験はありませんが、国税局での税務に関する豊富な経験に加え、税理士としての高度かつ専門的な財務・会計に関する十分な知見を有しており、その知見等を当社の監査体制に活かしていただくことを期待できることから、当社の補欠の監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号 2

中谷（なかたに） 彰（あきら）（1959年11月18日生） 再任

略歴、当社における地位及び担当

2007年 7月　当社入社
2008年 4月　当社経理部長（現任）
2017年 2月　当社執行役員（現任）

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

所有する当社の株式数

1,200株

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

他の事業会社での業務経験に加え、当社執行役員として、当社グループの経理部門を統括してきた実績に基づく財務・会計に関する知見を、当社の監査体制に活かしてゆくことを期待できることから、当社の補欠の監査等委員である取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．野口光夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、中谷彰氏は、補欠の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）候補者であります。
3．当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。野口光夫氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間に当該契約を締結する予定であります。
4．野口光夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、野口光夫氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（３頁から11頁まで）をご検討のうえ、 議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。なお、議決権の行使には以下の２つの方法がございます。

１．株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

開催日時 2020年４月23日（木）午前10時（受付開始 午前９時）

２．書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2020年４月22日（水）午後６時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法（見本）

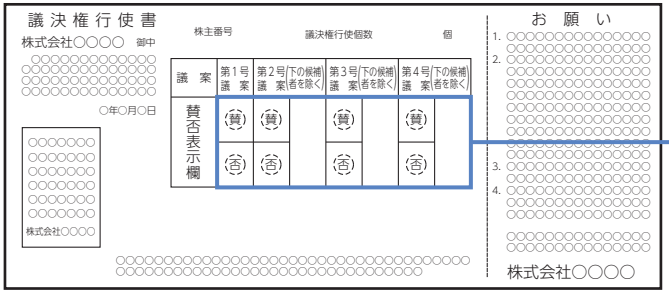

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ▶「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ▶「否」の欄に○印

第２・３・４号議案

- 全員賛成の場合 ▶「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ▶「否」の欄に○印
- 一部の候補者の選任に反対する場合 ▶「賛」の欄に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄にご記入ください。

第123回定時株主総会における
新型コロナウイルス感染防止への対応について

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第123回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

1．当社の対応

- 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。
- 受付及び会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- 会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。株主総会会場にご来場の株主様におかれましては、充分なお席が確保できない可能性がございます。ご不便をおかけする場合、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

2．株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- 前ページに記載のとおり、議決権行使は書面による方法もございます。あわせてご検討ください。
- ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液のご使用とマスク着用について、ご協力をお願いいたします。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

以上、ご理解並びにご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化によっては、上記の内容を更新する場合もございますので、適宜、当社ウェブサイト（http://www.naigai.co.jp）をご確認いただければ幸いに存じます。

以　上

<メモ欄>

事業報告（2019年2月1日から2020年1月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

事業のご報告に先立ちまして、当連結会計年度に判明しました、当社連結子会社であるセンティーレワン株式会社及び海外子会社における不適切な会計処理により、2020年１月期第２四半期決算発表を延期し、さらには過年度の決算訂正を行うこととなり、株主の皆様をはじめすべてのステークホルダーの皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

当社グループは本件を真摯に受け止め、2019年11月12日に公表しました特別調査委員会の調査報告書における再発防止策の提言を踏まえ、再発防止策を策定し2019年11月29日に公表いたしました。

今後は再発防止策を実行することにより、信頼回復に努めてまいりますので、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。なお、当事業報告における前連結会計年度の業績につきましては、過年度決算の訂正後の数値に基づいております。

当連結会計年度における我が国経済は、雇用、所得環境は引き続き堅調に推移しているものの、米中貿易摩擦の激化や香港のデモの長期化、消費税増税などにより景気全般に減速感が広がり、先行きに不透明感が強まりました。

衣料品業界につきましては、消費者の低価格・節約志向が依然として根強く、加えて大型商業施設の相次ぐ閉店、さらには台風や暖冬などの異常気象が続いたことによる季節商品の販売不振などにより、総じて厳しい状況が続きました。

こうした中、当社グループは、「第４次中期経営計画」に掲げた各施策を経営の重点課題とし、消費者と直接つながり、信頼され、選ばれる企業として、新たに小売り事業へ事業領域を拡張することで、従来型の卸売りビジネス偏重から脱却し、卸売りと小売りそれぞれを事業の両輪とした盤石な事業ポートフォリオ再構築へ向けた取り組みをスタートさせました。

卸売り事業主力のレッグウェア事業では、BtoBビジネス革新の第一歩として、百貨店内における自主運営型ショップ“N platz by NAIGAI”１号店を、大丸心斎橋店内にオープンさせ、新しい百貨店ビジネスモデルを開始しました。また、ナイガイ企業ブランディングの一環としては“ナイガイを体験する場”としての「足ノ駅」ポップアップイベントの開催や、複数の自社ブランドで展開していた商品群を企業名である“NAIGAI”ブランドに統一し、“ファッション”、“機能”、“健康”を追求した当社ならではのソリューション商品群として販売するなど、当社の価値向上に資する施策に注力しました。

2018年８月より開始した、エプロン及びナイトウェアを扱うホームウェア事業につきましては、TVドラマへの衣装提供によるPRを強化するとともに、レッグウェア商品をラインナップに加えた“ナイガイインショップ”を百貨店リビングフロアに展開する取組みを強化し、レッグウェアとのシナジー効果を狙った事業構築に注力しました。

新規小売り事業につきましては、2019年１月より開始したスウェーデン発の世界的ブランド「ハッピーソックス」で、既存店である原宿、新宿、丸の内、札幌の４店舗に加え、新たに相鉄ジョイナス横浜、梅田ルクアイーレ、南町田グランベリーパークに新規常設店舗をオープンし、事業規模を拡大しました。

これら新規事業につきましては、概ね計画通りの推移となったものの、既存流通販路におけるレッグウェア、カジュアルアウター等の卸売り事業につきましては、第３～４四半期の消費税増税や暖冬の影響で店頭販売が想定以上に苦戦し、減収となりました。

また、テレビ通販事業につきましては、事業の今後の持続可能性を検証した結果、株式会社ナイガイ・イムを解散し、同社のテレビ通販事業を休止したため、大幅な減収要因となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は16,741百万円（前年同期比3.7％減）、営業損失は256百万円（前年同期比590百万円減）、経常損失は177百万円（前年同期比599百万円減）、親会社株主に帰属する当期純損失は、株式会社ナイガイ・イムの解散に伴う事業撤退損失及び当社連結子会社の不適切会計に関する特別調査費用等を特別損失に計上したことなどから、446百万円（前年同期比817百万円減）となりました。

事業別の概況は下記のとおりであります。

卸売り事業

売上高構成比

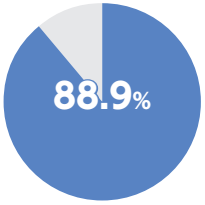

売上高 （単位：百万円）

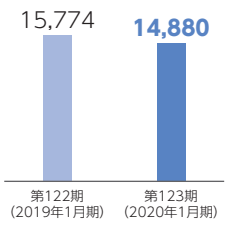

レッグウェア事業につきましては、百貨店販路では、百貨店を取り巻く環境変化への対応として百貨店内自主運営型ショップを立ち上げたほか、当社１社体制の売場や、服飾雑貨企業との協同による連合自主運営売場を構築するなど、B to B to Cビジネスモデル構築に着手しました。

また、量販店販路では、スポーツブランドを中心にカジュアルチェーン店等の新規販路開拓に取組みました。ホームウェア事業は、レッグウェア商材と連動したナイガイショップの展開や、通信販売にも着手しました。

卸売り事業全体では、上記の通り新規施策を積極的に展開してまいりましたが、既存流通販路での販売不振をカバーするには至らず減収となりました。

これらの結果、当連結会計年度の卸売り事業の売上高は、14,880百万円（前年同期比5.7％減）、営業損失は90百万円（前年同期比451百万円減）となりました。

小売り事業

売上高構成比

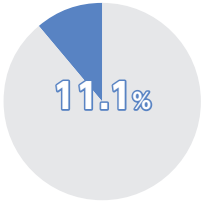

売上高 （単位：百万円）

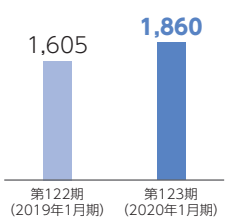

直営店販売を展開するハッピーソックスは、常設店舗に加え、ポップアップショップとして異業種とのコラボレーションショップを有楽町マルイ１階に立ち上げたほか、ビートルズやローリングストーンズとのコラボレーション企画商品を発売するなど、様々な販路や企画を盛り込んだ多様な展開により事業規模を拡大することができました。

また、インターネット販売を展開するセンティーレワン株式会社は、新たに立ち上げた自社サイト「ナイガイ オンラインショップ」と「ZOZO TOWN」でのレッグウェア販売が好調に推移し増収に寄与しましたが、既存のバッグ販売は苦戦した結果、EC販売合計では、前年並みの売上での推移となりました。

これらの結果、当連結会計年度の小売り事業の売上高は、1,860百万円（前年同期比15.9％増）と増収にはなりましたが、インターネット販売における販促費の増加等もあり、営業損失は164百万円（前年同期比137百万円減）となりました。

（注）ハッピーソックスの直営店事業を開始したことなどに伴い、当連結会計年度より、事業区分を従来の「卸売り事業」及び「通信販売事業」から、「卸売り事業」及び「小売り事業」に変更しております。
なお、第122期は変更後の事業区分に基づき作成しております。

事業報告

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

株式会社ナイガイ・イムは、当連結会計年度において清算結了したため、当連結会計年度末より連結の範囲から除いております。なお、当連結会計年度においては、損益計算書のみ連結しております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)

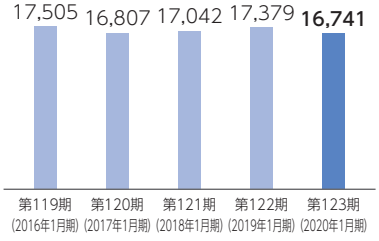

営業利益又は営業損失(△) (単位：百万円)

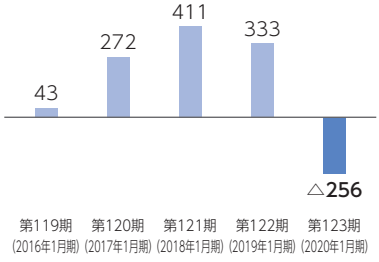

経常利益又は経常損失(△) (単位：百万円)

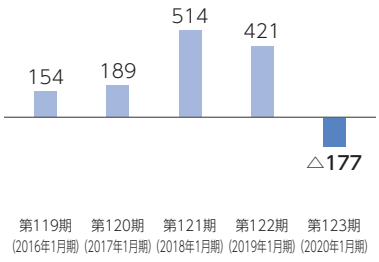

親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)

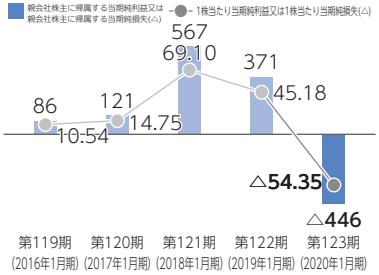

総資産 (単位：百万円)

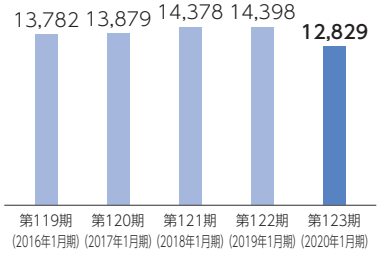

純資産 (単位：百万円)
1株当たり純資産 (単位：円)

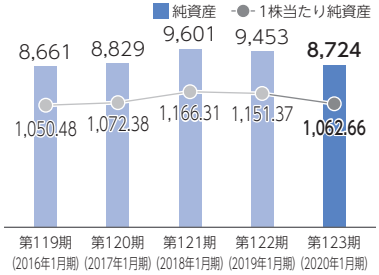

		第119期 (2016年1月期)	第120期 (2017年1月期)	第121期 (2018年1月期)	第122期 (2019年1月期)	第123期 (当連結会計年度) (2020年1月期)
売上高	(百万円)	17,505	16,807	17,042	17,379	16,741
営業利益又は営業損失(△)	(百万円)	43	272	411	333	△256
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	154	189	514	421	△177
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	86	121	567	371	△446
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	10.54	14.75	69.10	45.18	△54.35
総資産	(百万円)	13,782	13,879	14,378	14,398	12,829
純資産	(百万円)	8,661	8,829	9,601	9,453	8,724
1株当たり純資産	(円)	1,050.48	1,072.38	1,166.31	1,151.37	1,062.66

(注) 1.2017年8月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第119期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2.第120期から122期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。
3.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況(2020年１月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
センティーレワン株式会社	60	100	レッグウェア、革製品等のインターネット販売
株式会社ＮＡＰ	50	100	紳士、婦人衣料の卸売り等 なお、建物は当社が転貸

(注) 株式会社ナイガイ・イムは、当連結会計年度において清算結了したため、当連結会計年度末より連結の範囲から除いております。

(4) 対処すべき課題

① 第４次中期経営計画の推進

当社グループは持続可能な成長戦略実現のために、2018年12月に第４次中期経営計画を発表しました。しかし、当社を取り巻く事業環境は急激に変わってきており、従来型のビジネスモデルの延長線では、こうした変化に十分に対応できない状況となりました。

そこで、当社は、第４次中期経営計画で掲げました「消費者に支持されるナイガイ４つの価値創造（存在価値、商品価値、人財価値、企業価値）」を目標にした基本戦略を軸とし、卸売り偏重の事業構造から、卸売りビジネスと小売りビジネスを両輪とする盤石なビジネスポートフォリオへの再構築を図ることが喫緊の課題と考え、これを最優先命題として、第４次中期経営計画の基本戦略における各施策の見直しを行い、早期の業績回復に取り組んでまいる所存です。

イ．BtoB革新（卸売り事業革新による競争力強化）

外部環境変化に伴う、個人消費の落ち込みに加えて、既存流通販路の相次ぐ閉店や売場縮小により、卸売り事業の規模縮小傾向に歯止めがかからない状況に対処するため、百貨店内で当社単独運営ショップ展開及び服飾雑貨企業との協同による連合自主運営ショップ展開等を開始し、自前の店舗オペレーションにより直接消費者に販売するBtoBtoCビジネスモデル構築に着手しました。

今後はさらに、自主運営形態の百貨店インショップ展開を拡大してまいります。また、量販店向け卸売りビジネスにつきましては、当社の独自性のある商品開発力を活かして、新たに、カテゴリー専門チェーン業態販路特有の消費者ニーズを満たす商品開発・提案を強化し、新規卸ルートの拡大に着手してまいります。

ロ．BtoC構築（小売り事業モデルの構築）

店舗販売事業については、スウェーデン発で世界90カ国に展開する「ハッピーソックス」ブランドの日本国内における直営店事業をスタートし、現在、７店舗を展開しております。今後は、「ハッピーソックス」ブランドにとどまらず、当社オリジナル商品を中心とした「ナイガイ直営店」をオープンさせ、事業規模を拡大してまいります。

また、レッグウェアのインターネット販売拡大に向けて、自社開発のナイガイ・ブランドに加え、ライセンスブランドの販売を行う「ナイガイ・オンラインショップ」の展開も開始いたしました。

これらを手始めに、今後はインターネットとリアルを融合した、消費者にとって利便性の高い、小売りスタイルの開発に注力し、小売り事業の拡大を図ってまいります。

ハ. 『ナイガイ』ブランディング（ナイガイ４つの価値創造）

ナイガイの存在価値創造につきましては、ブランディング広報委員会（現在は広報室）を設置し、ナイガイの企業ブランディングに資する広報活動をメディア、SNSを通じて積極的に展開を始めるとともに、“ナイガイを体験する場”としての「足ノ駅」ポップアップイベントを開催し、消費者との直接接点の拡大に向けた取り組みを開始いたしました。さらに、地域貢献事業としては、東京都港区主催のMINATOシティハーフマラソン2019に協賛するなど社会活動を通じて、ナイガイの存在価値創造に向けた取り組みを展開しております。

また、今年は当社創業100周年にあたるため、各販路で創業100周年イベントを開催し、企業認知活動に注力してまいります。

新たな商品価値創造につきましては、株式会社ミライロとの協業により、障害者やシニア層の不満、不具合を解消し、すべての人の健康で快適な生活をサポートするレッグウェアの開発に注力するとともに、お客様にとって利便性の高い販売手法の開発研究に着手いたしました。

② コーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底

2019年9月に公表しておりますとおり当社連結子会社において、不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。これを受け設置した特別調査委員会より、事実関係と原因分析にかかる調査報告書を2019年11月に受領いたしました。

当社は、特別調査委員会からの提言を真摯に受け止め、社内にて具体的な再発防止策を策定し、2019年11月29日に公表しております。

当社は、再発防止策を重要な経営課題として認識し、可能な限り早期に実行するとともに、健全かつ透明性のあるコンプライアンス経営の推進とガバナンス体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容(2020年１月31日現在)

事業区分	事業内容
卸　売　り　事　業	レッグウェア、ホームウェア、その他衣料品等の卸売り等
小　売　り　事　業	ハッピーソックスの直営店事業 レッグウェア、革製品等のインターネット販売

（注）当社グループは、当連結会計年度を初年度とする第４次中期経営計画の基本戦略施策である「BtoB（卸売り事業）モデル革新」及び「BtoC（小売り事業）モデル構築」のため、ハッピーソックスの直営店事業を開始し、また、経営管理区分及び組織の見直しを行ったことに伴い、当連結会計年度より、事業区分を従来の「卸売り事業」及び「通信販売事業」から、「卸売り事業」及び「小売り事業」に変更しております。

(6) 主要な事業所(2020年１月31日現在)

① 当社の事業所

本　　社	東京都港区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区

② 子会社の主要な事業所

センティーレワン株式会社	大阪府大阪市北区
株式会社ＮＡＰ	愛知県名古屋市中区

事業報告

(7) 使用人の状況 (2020年１月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
卸 売 り 事 業	200名	10名減
小 売 り 事 業	22	0名
合　　計	222	10名減

(注) 1．使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。
2．前連結会計年度末比増減は、変更後の事業区分に基づき作成しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129名	4名増	46.2歳	18.7年

(注) 使用人数は、就業員数であり、パート及び嘱託社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年１月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年1月31日現在)

① 発行可能株式総数	27,800,000株
② 発行済株式の総数	8,217,281株 (自己株式 7,040株を含む)
③ 株主数	9,421名
④ 単元株式数	100株

⑤ 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日鉄物産株式会社	814	9.91
株式会社三井住友銀行	366	4.45
ECM MF	347	4.23
帝人フロンティア株式会社	239	2.91
ナイガイ協力会社持株会	231	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	220	2.68
三井住友信託銀行株式会社	200	2.43
東レ株式会社	196	2.39
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8221-563114	195	2.37
INTERACTIVE BROKERS LLC	182	2.22

(注) 持株比率は、自己株式7,040株を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有者別株式分布状況

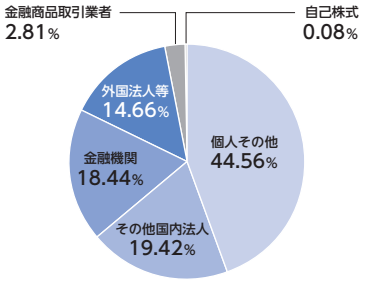

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況(2020年１月31日現在)

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	今泉　賢治	営業本部長
取締役	谷　　知久	営業本部／商品部門担当／営業第１部門担当／センティーレワン株式会社担当／株式会社ＮＡＰ担当／株式会社インテクスト担当／センティーレワン株式会社代表取締役社長／リテール部長
取締役	市原　　聡	営業本部／管理部門担当／ナイガイ・ブランディング広報委員会委員長
取締役(常勤監査等委員)	磯田　　裕	
取締役(監査等委員)	柳村　幸一	
取締役(監査等委員)	柏木　秀一	一般社団法人日本商事仲裁協会理事 柏木総合法律事務所シニアパートナー 日本航空電子工業株式会社社外監査役

(注) １．取締役(監査等委員)柳村幸一氏及び柏木秀一氏は、社外取締役であります。
２．取締役(監査等委員)柳村幸一氏は、経営者として幅広く高度な見識と長年の豊富な経験があります。
３．取締役(監査等委員)柏木秀一氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を監督する充分な見識を有しております。
４．当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
５．当社は、取締役(監査等委員)柳村幸一氏及び柏木秀一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
６．当社は、執行役員制度を導入しております。2020年２月１日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
社長執行役員	※今泉　賢治	営業本部長
常務執行役員	※谷　　知久	営業本部／営業部門統括／国内子会社担当／センティーレワン株式会社代表取締役社長
常務執行役員	※市原　　聡	営業本部／商品部門統括／管理部門統括／広報室長
執行役員	古家　義一	ホームウェア部担当／リテール部担当
執行役員	高原　　聡	商品部門商品部担当／ＴＲ部担当／ロンデックス事業担当／海外子会社業務執行担当
執行役員	中谷　　彰	管理部門経理部担当／海外子会社経理監査担当／経理部長
執行役員	土屋　聡子	商品部門技術開発部担当／ＣＳ部担当／技術開発部長
執行役員	常木　　学	管理部門経営管理部担当／経営管理部長／内部監査部長

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

② 当事業年度中の取締役の異動

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員を除く。）	3	62
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	3（2）	23（11）
合　計（うち社外取締役）	6（2）	86（11）

（注）2016年４月27日開催の第119回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について月額2,000万円以内（但し、使用人分の給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬額について月額450万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役(監査等委員)柏木秀一氏は、一般社団法人日本商事仲裁協会において理事、柏木総合法律事務所においてシニアパートナー及び日本航空電子工業株式会社において社外監査役を務めております。なお、当社と柏木総合法律事務所は法律顧問契約を締結しており、当社と一般社団法人日本商事仲裁協会及び日本航空電子工業株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数	主な活動内容
取締役(監査等委員)	柳村　幸一	100% (15／15回)	100% (11／11回)	豊富な経営経験を活かし、幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	柏木　秀一	100% (15／15回)	100% (11／11回)	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会においても監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 当連結会計年度において、当社連結子会社であるセンティーレワン株式会社及び海外子会社における不適切な会計処理の問題が発覚しました。監査等委員である社外取締役柳村幸一及び柏木秀一の両氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令順守の視点に立った提言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、独立役員として特別調査委員会の委員として調査にあたるとともに、業務全般における規律の徹底や企業倫理の更なる強化を求めるなど、その職務を適切に果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	76
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3．上記の金額には、過年度決算の訂正に係る監査報酬が含まれております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、会社法第399条の２第３項第２号に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令及び社内規程を遵守し、関連情報とともに適切に保管・管理し、取締役等からの閲覧・謄写の要求に速やかに対処できる状態を維持します。

② 当社及び子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会が中心となって当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、各子会社及び事業毎に評価・対策を講じ、リスク管理体制を明確化します。個別のリスクの管理にあたっては、リスクの識別及び対応のマニュアル化・規程化を推し進め、体制の整備をします。

③ 当社及び子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会に加え、常勤役員等で構成される経営会議において、当社及び子会社の重要な職務執行に関し、意思決定が迅速かつ合理的に行われる体制を維持します。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の役職員が法令・定款・規程等に基づいた職務行動するよう、コンプライアンス委員会が当社及び子会社の役職員を監督・指導します。また、内部通報制度(ジャスティス)の当社グループ全体の運用の整備に努めます。

⑤ 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営上の重要事項又は問題が発生した場合は、定期的に開催される当社常勤役員等及び子会社代表取締役が出席する営業会議又は当社取締役及び主管部門へ速やかに報告する体制を維持します。また、コンプライアンスマニュアルに従い、コンプライアンス委員会の構成員である各子会社の取締役が各子会社に対し横断的・個別的に監督・指導を行い、当社グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努めます。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき監査等委員以外の取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会監査等基準及び監査等委員会規則に則り、監査等委員会からの要請に基づき、監査等委員会の同意のもと当社の監査等委員以外の取締役及び使用人から監査等委員会の補助者を決定します。

⑦ 前項の取締役及び使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人は、人事異動・評価等に関しては監査等委員会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたものが不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の役職員は、法定の事項に加え会社に重大な損失が発生し、又は発生する恐れがある事項については、その都度、監査等委員会に報告します。また、前記にかかわらず監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び子会社の役職員に対して報告を求めることができることとします。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社及び子会社の役職員に周知徹底します。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用の前払又は債務の償還手続その他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役との定期的な会合を実施し、監査上の重要課題等について意見交換します。また、会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務体制を整備します。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらとかかわりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持します。

⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み状況

原則として月１回の取締役会を開催するほか、常勤役員等で構成される経営会議において各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員監査の実効性の確保に対する取り組み状況

社外取締役を含む監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席及び代表取締役、会計監査人並びに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門は、内部統制に関する基本計画に基づき当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第123期 2020年1月31日現在	（ご参考）第122期 2019年1月31日現在
（資産の部）	**12,829**	**14,398**
流動資産	**10,189**	**11,245**
現金及び預金	3,811	4,629
受取手形及び売掛金	3,160	3,523
商品及び製品	2,744	2,707
仕掛品	8	14
原材料及び貯蔵品	83	73
その他	414	324
貸倒引当金	△34	△26
固定資産	**2,639**	**3,153**
有形固定資産	**328**	**268**
建物及び構築物	104	73
土地	78	78
その他	145	115
無形固定資産	**131**	**115**
投資その他の資産	**2,179**	**2,769**
投資有価証券	1,956	2,532
繰延税金資産	2	8
その他	228	267
貸倒引当金	△7	△39
資産合計	**12,829**	**14,398**

科目	第123期 2020年1月31日現在	（ご参考）第122期 2019年1月31日現在
（負債の部）	**4,104**	**4,945**
流動負債	**2,988**	**3,717**
支払手形及び買掛金	825	1,147
電子記録債務	744	1,083
短期借入金	236	268
1年以内返済予定の長期借入金	－	35
未払金	389	379
未払法人税等	55	96
未払費用	120	158
返品調整引当金	486	432
賞与引当金	49	49
株主優待引当金	15	17
その他	67	49
固定負債	**1,115**	**1,228**
退職給付に係る負債	952	1,061
繰延税金負債	106	129
その他	56	36
（純資産の部）	**8,724**	**9,453**
株主資本	**8,328**	**8,774**
資本金	7,691	7,691
資本剰余金	6,781	6,781
利益剰余金	△6,140	△5,694
自己株式	△4	△4
その他の包括利益累計額	**396**	**679**
その他有価証券評価差額金	299	593
為替換算調整勘定	96	85
負債純資産合計	**12,829**	**14,398**

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. （ご参考）第122期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、（ご参考）第122期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第123期 2019年2月 1日から 2020年1月31日まで	（ご参考）第122期 2018年2月 1日から 2019年1月31日まで
売上高	**16,741**	**17,379**
売上原価	**10,399**	**10,795**
売上総利益	**6,341**	**6,584**
販売費及び一般管理費	6,598	6,251
営業利益又は営業損失（△）	**△256**	**333**
営業外収益	**100**	**106**
受取利息及び配当金	50	62
持分法による投資利益	－	2
貯蔵品売却益	16	14
受取保険金	10	－
為替差益	10	21
その他	12	6
営業外費用	**21**	**18**
支払利息	5	6
持分法による投資損失	8	－
その他	7	11
経常利益又は経常損失（△）	**△177**	**421**
特別利益	**354**	**128**
固定資産売却益	6	－
投資有価証券売却益	337	89
受取保険金	10	39
特別損失	**517**	**77**
投資有価証券評価損	－	0
事業撤退損失	205	－
関係会社出資金売却損	－	37
特別調査費用等	311	－
災害による損失	－	39
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	**△341**	**473**
法人税、住民税及び事業税	22	92
法人税等調整額	82	14
当期純利益又は当期純損失（△）	**△446**	**367**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	－	△3
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	**△446**	**371**

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. （ご参考）第122期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

第123期（2019年２月１日から2020年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年2月1日残高	7,691	6,781	△5,451	△4	9,017
誤謬の訂正による累積的影響額			△242		△242
遡及処理を反映した当期首残高	7,691	6,781	△5,694	△4	8,774
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△446		△446
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△446	△0	△446
2020年1月31日残高	7,691	6,781	△6,140	△4	8,328

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2019年2月1日残高	593	85	679	9,696
誤謬の訂正による累積的影響額		△0	△0	△242
遡及処理を反映した当期首残高	593	85	679	9,453
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△446
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△293	11	△282	△282
連結会計年度中の変動額合計	△293	11	△282	△728
2020年1月31日残高	299	96	396	8,724

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（ご参考）第122期（2018年２月１日から2019年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年2月1日残高	7,691	6,781	△6,065	△4	8,403
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			371		371
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	371	△0	370
2019年1月31日残高	7,691	6,781	△5,694	△4	8,774

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2018年2月1日残高	1,061	111	1,173	24	9,601
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					371
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△468	△26	△494	△24	△518
連結会計年度中の変動額合計	△468	△26	△494	△24	△147
2019年1月31日残高	593	85	679	－	9,453

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. （ご参考）第122期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第123期 2020年1月31日現在	（ご参考）第122期 2019年1月31日現在
（資産の部）	**11,390**	**12,753**
流動資産	**8,992**	**9,614**
現金及び預金	3,082	3,664
受取手形	311	391
売掛金	2,628	2,862
商品	2,432	2,129
貯蔵品	58	46
前払費用	212	207
未収入金	106	100
短期貸付金	124	54
立替金	12	166
その他	56	17
貸倒引当金	△33	△25
固定資産	**2,397**	**3,138**
有形固定資産	**167**	**150**
建物	99	71
工具・器具及び備品	68	72
土地	－	5
その他	0	1
無形固定資産	**130**	**114**
投資その他の資産	**2,099**	**2,873**
投資有価証券	1,430	2,009
関係会社株式	363	363
関係会社出資金	9	9
長期貸付金	103	406
差入保証金	187	167
その他	13	43
貸倒引当金	△7	△126
資産合計	**11,390**	**12,753**

科目	第123期 2020年1月31日現在	（ご参考）第122期 2019年1月31日現在
（負債の部）	**3,780**	**4,466**
流動負債	**2,703**	**3,274**
支払手形	256	238
電子記録債務	744	1,083
買掛金	492	536
短期借入金	200	200
未払金	268	321
未払法人税等	47	83
未払費用	97	129
立替支払手形	－	147
返品調整引当金	486	431
賞与引当金	42	42
株主優待引当金	15	17
その他	53	43
固定負債	**1,076**	**1,191**
退職給付引当金	923	1,025
繰延税金負債	106	129
その他	46	36
（純資産の部）	**7,610**	**8,287**
株主資本	**7,338**	**7,708**
資本金	**7,691**	**7,691**
資本剰余金	**6,794**	**6,794**
資本準備金	1,997	1,997
その他資本剰余金	4,796	4,796
利益剰余金	**△7,142**	**△6,772**
その他利益剰余金	△7,142	△6,772
繰越利益剰余金	△7,142	△6,772
自己株式	**△4**	**△4**
評価・換算差額等	**272**	**578**
その他有価証券評価差額金	**272**	**578**
負債純資産合計	**11,390**	**12,753**

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. （ご参考）第122期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、（ご参考）第122期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第123期 2019年2月 1日から 2020年1月31日まで	（ご参考）第122期 2018年2月 1日から 2019年1月31日まで
売上高	**14,226**	**14,297**
売上原価	**9,379**	**9,426**
売上総利益	**4,846**	**4,870**
販売費及び一般管理費	5,060	4,572
営業利益又は営業損失（△）	**△214**	**298**
営業外収益	**81**	**104**
受取利息及び配当金	52	64
貯蔵品売却益	16	14
為替差益	8	24
その他	3	1
営業外費用	**7**	**7**
支払利息	2	2
その他	5	5
経常利益又は経常損失（△）	**△140**	**394**
特別利益	**393**	**128**
固定資産売却益	6	－
投資有価証券売却益	337	89
受取保険金	10	39
関係会社清算益	38	－
特別損失	**544**	**141**
投資有価証券評価損	－	0
関係会社債権放棄損	233	－
関係会社出資金売却損	－	15
関係会社貸倒引当金繰入額	－	87
特別調査費用等	311	－
災害による損失	－	39
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	**△292**	**382**
法人税、住民税及び事業税	1	65
法人税等調整額	76	14
当期純利益又は当期純損失（△）	**△369**	**302**

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. （ご参考）第122期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

第123期（2019年２月１日から2020年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2019年2月1日残高	7,691	1,997	4,796	6,794	△6,740
誤謬の訂正による累積的影響額					△31
遡及処理を反映した当期首残高	7,691	1,997	4,796	6,794	△6,772
事業年度中の変動額					
当期純損失（△）					△369
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△369
2020年1月31日残高	7,691	1,997	4,796	6,794	△7,142

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2019年2月1日残高	△4	7,740	578	8,318
誤謬の訂正による累積的影響額		△31		△31
遡及処理を反映した当期首残高	△4	7,708	578	8,287
事業年度中の変動額				
当期純損失（△）		△369		△369
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△306	△306
事業年度中の変動額合計	△0	△370	△306	△676
2020年1月31日残高	△4	7,338	272	7,610

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（ご参考）第122期（2018年２月１日から2019年１月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
2018年2月1日残高	7,691	1,997	4,796	6,794	△7,075
事業年度中の変動額					
当期純利益					302
自己株式の取得					
自己株式の処分			△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	302
2019年1月31日残高	7,691	1,997	4,796	6,794	△6,772

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2018年2月1日残高	△4	7,406	1,022	8,428
事業年度中の変動額				
当期純利益		302		302
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△444	△444
事業年度中の変動額合計	0	302	△444	△141
2019年1月31日残高	△4	7,708	578	8,287

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. （ご参考）第122期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年３月18日

株式会社ナイガイ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　由水　雅人㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石田　義浩㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ナイガイの2019年２月１日から2020年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナイガイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、不適切な会計処理の調査過程で判明した過年度の誤謬の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年３月18日

株式会社ナイガイ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　由水　雅人㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石田　義浩㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ナイガイの2019年２月１日から2020年１月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、不適切な会計処理の調査過程で判明した過年度の誤謬の累積的影響額を、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告

監査等委員会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年２月１日から2020年１月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 事業報告に記載のとおり、連結子会社における不適切な会計処理の判明により設置された特別調査委員会の調査と並行して監査を行い、同調査結果も踏まえて検討したところ、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

なお、内部統制については、前述の特別調査委員会の調査結果及び同委員会からの提言を踏まえた再発防止策が当社グループ全体に実施され、改善が図られつつあることを認識しており、今後とも実施状況並びに改善状況について監視してまいります。

そのほか、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年３月19日

株式会社ナイガイ　監査等委員会

常勤監査等委員　**磯田　裕**㊞

監査等委員　**柳村幸一**㊞

監査等委員　**柏木秀一**㊞

(注) 監査等委員柳村幸一及び柏木秀一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

ご参考

株主メモ

事業年度	毎年２月１日から翌年１月31日までの１年間
定時株主総会	毎年４月中に開催
基準日	１月31日
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
郵便物送付先 及びお問合せ先	三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 〒168－0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号 フリーダイヤル　0120－782－031 受付時間　平日9：00～17：00
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部（証券コード　8013）
公告の方法	電子公告により当社ウェブサイト（http://www.naigai.co.jp/）に掲載いたします。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

株式のお手続き窓口のご案内

株式に関するお手続きにつきましては、口座及びお手続き内容により、お問合せ先は下記のとおりとなります。

口座区分	お手続・ご照会等の内容	お問合せ先
① 特別口座	・特別口座から証券口座への振替請求 ・単元未満株式の買取請求 ・住所・氏名等のご変更 ・配当金の受領方法のご指定	当社の特別口座管理機関（兼株主名簿管理人）である三井住友信託銀行株式会社証券代行部にお問合せください。 〒168－0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 フリーダイヤル　0120－782－031 受付時間　平日9：00～17：00
② 証券口座 特別口座　共通	・支払期間経過後の配当に関するご照会 ・株式事務に関する一般的なお問合せ	
③ 証券口座	・上記の②以外のお手続き・ご照会等	口座を開設されている証券会社にお問合せください。

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ナイガイ　地階ショールーム
東京都港区赤坂七丁目８番５号　TEL　03（6230）1650

交通

東京メトロ千代田線	赤坂駅（６番出口、７番出口）徒歩６分
同　銀座線・南北線	溜池山王駅（７番出口）徒歩15分
同　銀座線・丸ノ内線	赤坂見附駅（10番出口）徒歩15分

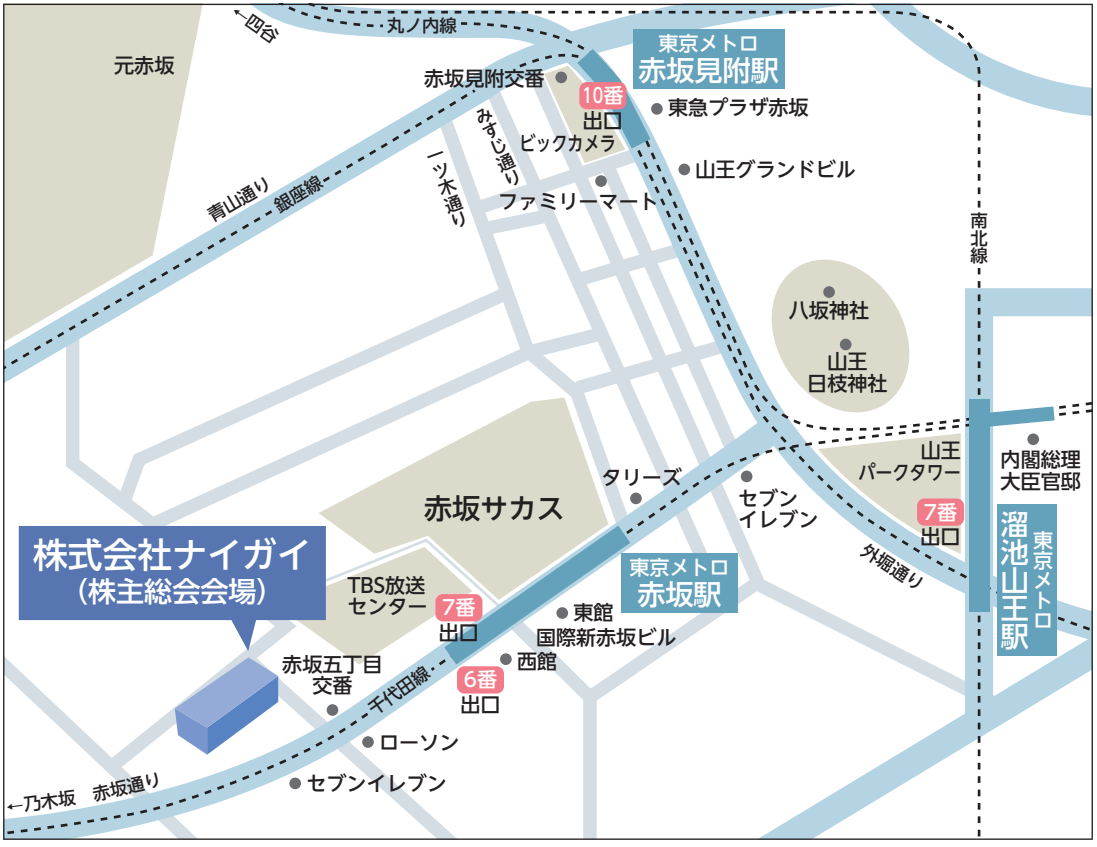

※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。